

医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言をお願いします!!

医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言とは？

医療・介護・保育分野の有料職業紹介事業を行っている事業者から、職業安定法及び職業安定法に基づく指針を遵守することを宣言いただく取組です
宣言は、医療・介護・保育分野の有料職業紹介事業者であれば行うことができ、今後、当該事業を行うことを予定している有料職業紹介事業者も宣言することが可能です

宣言のメリットは？

宣言をしていただくと、厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」に適合宣言職業紹介事業者として登録され、当サイトを通じて広く求職者、求人者に遵法意識が高い職業紹介事業者であることが周知されます

(人材サービス総合サイトとは)

労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業一覧をはじめ、労働者派遣事業・職業紹介事業等の制度の周知や最新情報の提供を行っているサイトです

詳しくは次のURLをご確認ください <https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb>

宣言はどうやって行うの？

宣言書に記載されている各項目を確認いただき、記載内容を遵守している項目をチェック (☑)の上、事業所名、職業紹介許可番号等を記載の上、提出をお願いします
なお、すべての項目を遵守している場合に宣言を行うことができます
宣言書に必要事項を記載後、以下の提出先に郵送で提出してください

[宣言書]

宣言書は裏面をご覧ください、なお、以下のURLからもダウンロードできます
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045159.html>

[提出先]

記載された宣言書は、以下の提出先に郵送でお送りください

・厚生労働省職業安定局雇用政策課民間人材サービス推進室

(住所) 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

(電話) 03-5253-1111 (内線: 5874・5875)

宣言する際に注意することは？

①宣言の取り下げ

- 宣言書の各項目を遵守していないことが判明した場合は、宣言を取り下げることができます
取り下げの場合は、上記の宣言提出先にご連絡をお願いします
なお、取り下げ後、再び宣言書の各項目を遵守できた場合は、改めて宣言を行うことができます

②宣言の取り消し

- 上記①の宣言の取り下げがない状態で、宣言書の各項目を遵守していないことが判明した場合は、厚生労働省が宣言を取り消す場合があります
厚生労働省から宣言を取り消された場合は、取り消された事業所であることが「人材サービス総合サイト」で公表されるとともに、6か月間改めて宣言を行うことはできません

③宣言の有効期間

- 宣言の有効期間は、宣言日が含まれる年度の末日(3月31日)までです
有効期間が経過した後は、再度の宣言がない限り自動的に無効になります
(ただし、令和2年1月から3月までに行った宣言は、宣言期間が短期間になることから、令和2年度の末日(令和3年3月31日)までを有効期間とします)

宣言書

この宣言書は、職業安定法又は職業安定法に基づく指針に規定されている以下の内容を遵守することを宣言いただくものです。

以下の3項目についてご確認いただき、遵守されている場合は、□欄に☑を入れて、下記記載欄に事業所名・職業紹介許可番号等を記載の上、提出をお願いします。

【職業安定法に規定されている事項】

厚生労働省が運営する人材サービス総合サイトに、自社の紹介実績等の情報として、以下の情報を入力または登録を行っています。

- ① 各年度（各年の4月1日～翌年の3月31日）に就職した者の数
- ② 上記①のうち、期間の定めのない労働契約を締結した者（無期雇用就職者）の数
- ③ 上記②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職した者の数
- ④ 上記②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職したかどうか判明しなかった者の数
- ⑤ 手数料に関する事項（手数料表の内容）
- ⑥ 返戻金制度の導入の有無及び導入している場合はその内容

注：上記①～④は「人材サービス総合サイト」に入力、⑤～⑥は同サイトにPDFの登録又は自社のHPのURLのご登録をお願いします。

「人材サービス総合サイト」につきましては、下記URLをご確認ください。

・人材サービス総合サイト <https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb>

【職業安定法に基づく指針に規定されている事項】

指針に規定されている内容を踏まえ、以下の内容で業務運営しています。

- ① 自らの紹介により就職した者（無期雇用に限りません）に対し、就職した日から2年間、転職の勧奨を行っていません
- ② 求人者から徴収する手数料に関する返戻金制度を設けています
- ③ 求職者及び求人者双方に対して、求職者または求人者から徴収する手数料に関する事項を明示しています
また、返戻金制度に関する事項について明示しています
- ④ 求職申込みの勧奨にあたり、求職者に金銭等（いわゆる「お祝い金」など）を提供していません

【都道府県労働局からの是正指導】

宣言書提出時点において、都道府県労働局から職業紹介事業に関し、職業安定法に基づく是正指導を受けていません。

また、過去に受けた是正指導については是正済みです。

[宣言の取り下げ、取り消しについて]

宣言後、上記各項目に反していることが判明した場合は、宣言を取り下げることができます

取り下げ後、各項目に反する事実が是正された場合は、改めて宣言を行うことができます

各項目に反している事実があるにもかかわらず、取り下げがない場合は、厚生労働省が宣言を取り消すこともあります

厚生労働省から宣言が取り消された場合は、取り消された事業所として人材サービス総合サイトで公表されるとともに、6か月間改めて宣言を行うことはできなくなります

令和 年 月 日

事業所名 _____

所在地 _____

電話番号 _____

職業紹介許可番号 _____